

社団法人東京のあすを創る協会

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社団法人東京のあすを創る協会（平成11年に社団法人東京都新生活運動協会から名称変更した。以下「協会」という。）は、昭和32年に設立された団体で、都民自らの創意と活力を結集し、生活課題や地域課題を解決し、明るく住みよい地域社会を実現するため、都民の暮らしと健康を守る運動を実践推進し、豊かな東京のあすの創造に寄与することを目的として、主として次の事業を行っている。

ア あすを創る運動に関する啓発普及及び表彰

イ あすを創る運動に関する調査研究及び資料の作成頒布

ウ あすを創る運動に関するシンポジウムの開催等

(2) 都との関係

都は、協会に対し、社団法人東京のあすを創る協会運営費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その運営に要する経費として、平成11年度3,723万余円、平成12年度3,374万余円の補助金を交付している。

2 組織

協会は、事務所を中央区八重洲二丁目11番7号に置き、役員27名（顧問2名、会長1名、副会長3名、理事19名、監事2名（うち非常勤役員26名））及び職員3名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 教育庁 平成14年1月24日及び同月31日

(2) 団体 平成14年1月25日及び同月29日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の実績は、表1のとおりであり、別項指摘を除き、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 協会運営費補助金事業の実績

(単位：千円)

補助対象事業	年 度	補助金額	事 業 内 容	実 施 規 模
生活学校活動費	平成11	2,100	身近な生活課題の解決のため、系統的、継続的な学習・実践活動を行う、生活学校・生活会議の運営補助	学校数：74校
	平成12	1,980		学校数：76校
生活会議活動費	平成11	1,820	生活学校・生活会議の運営補助	会議数：43地区
	平成12	1,820		会議数：45地区
指導者研修	平成11	160	運動の進め方等の研修会の開催	参加者：450名
	平成12	160		参加者：413名
リーダー研修会の開催	平成11	120	運動の現状分析、社会問題等に関する研修会の開催	参加者：177名
	平成12	90		参加者：193名
推進大会	平成11	897	シンポジウムの開催	参加者：250名
	平成12	488		参加者：250名
生活学校大会開催及び表彰	平成11	1,203	生活学校大会の開催及び功労者の表彰	表彰34団体、26名
	平成12	812		表彰5団体、29名
広報活動	平成11	1,484	機関紙発行、シンポジウム報告書等作成	機関紙発行3回 シンポジウム報告書等作成
	平成12	2,152		機関紙発行3回 シンポジウム報告書等作成、マイバッグキャンペーン
推進委員	平成11	1,680	連絡調整、各種研究会等参加	20人12回
	平成12	1,500		19人12回
管理運営費	平成11	27,770	事務局職員の給与、事務所借り上げ等協会の運営事務	職員4人
	平成12	24,741		職員4人(11月より3人)
合 計	平成11	37,234		
	平成12	33,743		

2 指 摘 事 項

(1) 庁 関 係

ア 要綱の整備を図り適切な補助金の算定を行うべきもの

教育庁は、新生活運動の充実と発展を図るため、協会に対し、平成 11 年度 3,723 万 4,000 円及び平成 12 年度 3,374 万 3,000 円の補助金を交付している。

当該補助の対象経費及び補助金額については、要綱第 3 及び第 4 により、補助対象経費の総額から事業実施に伴う収入、財産収入、雑収入等を差し引いた額とし、予算の範囲内で交付することとしている。

ところで、補助金については、単年度の収支に基づき算定することとされており、翌年度への繰越金が発生する余地はないものである。

しかしながら、平成 11 年度及び平成 12 年度の補助金の算定方法について見たところ、いずれの年度においても、前年度からの繰越金（平成 11 年度：468 万 1,850 円、平成 12 年度：541 万 2,827 円）を事業実施に伴う収入に、また、翌年度への繰越金（平成 11 年度：541 万 2,827 円、平成 12 年度：597 万 6,147 円）を補助対象経費に含めて行っており、両年度の補助金算定に係る事務処理に適切を欠くことが認められた。

こうした原因は、補助対象経費等の捉え方が要綱で明確に規定されていないためであり、庁は、早急に要綱の整備を図り、適切な補助金の算定を行われたい。

東京納税貯蓄組合総連合会

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

東京納税貯蓄組合総連合会（以下「総連合会」という。）は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）に基づき、昭和31年5月に設立された団体であり、都内の各税務署所管地域を単位として設置されている納税貯蓄組合連合会（以下「地区連合会」という。）をもって組織され、地区連合会相互の連絡協調を図り、各地区連合会傘下の納税貯蓄組合の総合的發展に寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

- ア 納税貯蓄組合の普及拡充及びその内容の充実を図ること
- イ 納税貯蓄に関する金融機関との連携
- ウ 会報の発行
- エ 会員相互の連絡を図ること
- オ その他、東京都の税務行政の協力団体として行う事業

(2) 都との関係

都は、東京都の税務行政の協力団体として行う事業活動を奨励するため、総連合会の行う上記事業に対し、東京納税貯蓄組合総連合会補助金交付要綱に基づき、表1のとおり補助金を交付している。

(表1)

(単位：千円)

補助金の内訳	平成11年度		平成12年度		補助率
	補助対象経費	補助金額	補助対象経費	補助金額	
総連合会事業補助金	41,197	29,534	40,752	29,534	8/10以内
地区連合会事業補助金	156,317	32,969	139,180	32,969	5/10以内
計	197,514	62,503	179,932	62,503	

2 組 織

総連合会は、事務所を千代田区神田小川町三丁目1番に置き、48地区連合会下にある各単位組合の組合員を会員とし、役員81名（会長1名、副会長12名、常任理事8名、理事43名、監事2名、名誉会長1名、顧問8名、相談役6名）及び事務局職員3名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成11年度及び平成12年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 主 税 局 平成14年1月10日及び18日

(2) 総 連 合 会 平成14年1月11日、16日及び17日

第3 監 査 の 結 果

1 事業実績について

平成11年度及び平成12年度における補助事業実績は、表2のとおりであり、補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績

事業名	内容	実績	
		平成11年度	平成12年度
広報活動	機関誌の発行 (会報)	発行回数 年3回 発行部数 各3万9,000部 配付先 地区連合会・ 単位組合ほか	発行回数 年3回 発行部数 各3万7,000部 配付先 地区連合会・ 単位組合ほか
研修活動	税知識普及・啓蒙の ための各種研修会	開催回数 年1回 参加人員 137名	開催回数 年1回 参加人員 130名
	青年部・婦人部 合同研修会	開催回数 年1回 参加人員 129名	開催回数 年1回 参加人員 125名
地区協議会	地区連合会相互の 連絡協議	開催回数 6地区年各1回 参加人員 577名	開催回数 6地区年各1回 参加人員 514名
東京国税局管内 納税貯蓄組合連合会 研修会	東京国税局管内所在 の1都3県連の活動 状況報告・意見発表	開催回数 年1回 参加人員 3名	開催回数 年1回 参加人員 3名
全国納税貯蓄組合 連合会全国大会	各都道府県連合会 代表の意見発表	参加人員 2名	参加人員 3名
会長表彰	地区連合会役員又は 組合長で地区連合会 会長の推薦する者	表彰者数 121名	表彰者数 102名
中学生の作文募集	「税に関する作文」 を中学生から募集し 優秀作品を顕彰する	応募校数 560校 応募作品総数 44,001点	応募校数 562校 応募作品総数 43,248点
口座振替 普及拡大活動	都税の口座振替納税 制度への加入促進	・電光ボードを利用し、1 か月間PR活動を行った。 ・作成したカレンダー等に 「口振しようよう」の文言 を印字し配付した。	・電光ボード等を利用し、 1か月間PR活動を行っ た。 ・ビラ配りなどの街頭キャ ンペーンを行った。

職業訓練法人東京ヘアビジネス開発協会ほか2団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

職業訓練法人東京ヘアビジネス開発協会ほか2団体の事業の概要は表1のとおりである。

(表1) 各団体の事業の概要

団体名(設立年月)	目的・主な事業	
職業訓練法人 東京ヘアビジネス開発協会 (平成11年4月)	設立目的	職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による認定職業訓練に関し、必要な業務を行うことにより、労働者の養成と経済的社会的地位の向上を図る。
	主な事業	ア 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練 イ 求職者に対する認定職業訓練 ウ 職業訓練に関する調査及び研究
ヒロ・マツダトレーニングシ アター (昭和58年3月)	設立目的	理容美容総合技術の強化向上を図り、業界発展と質の高い技術及び感性をとり入れた従業員教育の充実を図る。
	主な事業	ア 職業訓練の実施 イ 会員相互の経営向上に関するコンサルタント ウ 理・美容業界における各種団体との技術交流及び情報交換
有限会社プレイフォーヘア (昭和60年12月)	設立目的	美容院の経営等
	主な事業	ア 美容院の経営 イ 職業訓練の実施

(2) 都との関係

都は、中小企業の事業主等が実施する認定職業訓練(職業能力開発促進法第24条第1項)に対し、運営及び設備整備に要する経費を補助することにより、認定職業訓練の促進と労働者の職業能力の開発・向上を図ることを目的として、東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程(昭和49年東京都告示第931号)に基づき補助金を交付しており、その団体別交付額は表2のとおりとなっている。

(表2) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

団体名	種別	補助実績	平成11年度	平成12年度
職業訓練法人 東京ヘアビジネス開発協会	運営費（普通課程）	補助対象経費	6,201	6,939
		補助額	3,258	4,278
	運営費（短期課程）	補助対象経費	3,900	4,009
		補助額	2,286	2,453
	設備費	補助対象経費	-	710
		補助額	-	473
ヒロ・マツダトレーニング シアター	運営費（短期課程）	補助対象経費	18,148	20,041
		補助額	9,480	10,529
	設備費	補助対象経費	560	-
		補助額	373	-
有限会社 プレイフォーヘア	運営費（短期課程）	補助対象経費	9,574	13,340
		補助額	6,151	8,616

(注) 補助率は、補助対象経費の2/3、又は標準単価により算出した額のいずれか低い額であり、負担割合は、国、都、事業主がそれぞれ1/3ずつである。

2 組 織

監査対象団体の組織は表3のとおりである。

(表3) 団体別の所在地、会員数及び役職員等一覧(平成13.3.31現在)

(単位：人)

団体名	団体の所在地	会員数	役職員数					
			会長	副会長	理事	監事	事務局長	職員
職業訓練法人東京ヘア ビジネス開発協会	墨田区江東橋 4-10-5	5	1	1	2	1	1	1
ヒロ・マツダトレーニング シアター	渋谷区千駄ヶ谷 3-61-11	会員 14 準会員 163	1	-	9	-	-	1
有限会社プレイフォー ヘア	新宿区馬場下町61	-	(社長) 1	-	(取締役) 1	(監査役) 2	-	74

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成14年3月4日及び8日

(2) 団体 平成14年3月7日

第3 監査の結果

1 事業実績について

各団体の平成11年度及び平成12年度における補助事業の主な実績は、表4のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表4) 事業内職業訓練事業の主な実績

団 体 名 < 認定職業訓練校名 > (認 定 年 月)	主 な 事 業 実 績	
	平成11年度	平成12年度
職業訓練法人東京ヘアビジネス 開発協会 <スカイヘアアカデミー> (平成11年4月)	運営費 普通職業訓練 普通課程 理容科(3年制) 修了訓練生数 24名	運営費 普通職業訓練 普通課程 理容科(3年制) 修了訓練生数 35名
	普通職業訓練 短期課程 理容科 12コース(18~30時間) 修了訓練生数 138名 美容科 7コース(30~50時間) 修了訓練生数 49名	普通職業訓練 短期課程 理容科 14コース(18時間) 修了訓練生数 150名 美容科 6コース(30時間) 修了訓練生数 42名
		設備費 理容いす2脚
ヒロ・マツダトレーニングシア ター <高等理美容技能専門校ヒロ・ マツダトレーニングシアター> (昭和62年12月)	運営費 普通職業訓練 短期課程 理容科 38コース(15~48時間) 修了訓練生数 740名	運営費 普通職業訓練 短期課程 理容科 39コース(15~48時間) 修了訓練生数 741名
	設備費 プロジェクター等	
有限会社プレイフォーヘアー (平成5年5月)	運営費 普通職業訓練 短期課程 美容科 38コース(16~103時間) 修了訓練生数 288名	運営費 普通職業訓練 短期課程 美容科 41コース(16~103時間) 修了訓練生数 442名

生活協同組合東京マイコープ

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

生活協同組合東京マイコープ（以下「組合」という。）は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的として、平成8年3月に生活協同組合イーコープと生活協同組合ジョイコープが合併して設立された団体で、組合員の生活に必要な物資を購入又は生産して組合員に供給する事業等を行っている。

(2) 都との関係

都は、組合の行う事業に対して、消費生活協同組合の健全な発展を図り、組合員の消費生活の安定を図ることを目的に、東京都消費生活協同組合設備資金融資円滑化制度要綱に基づき、表1のとおり補助金を交付している。

このほか都は、組合の金融機関（東京労働金庫）からの借り入れについて損失補償契約を行っている（損失補償限度額は、平成12年度契約分が1,446万2,000円。平成11年度は契約実績はない。）

(表1) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金交付実績			補助対象	補助額
交付年度	補助対象 経費	補助金 交付実績	施設等の設置に要する資金の 借受にかかる利子 (借受は元金2年据置、原則 5年の年賦均等償還)	借受利率のうち最大3.5% 限度 (組合は最低でも1.5%の 負担)
平成11年度	9,991	5,855		
平成12年度	7,208	4,190		

2 組織

組合は、事務所を新宿区北山伏町1番11号に置き、役員39名(理事長1名、専務理事1名、常勤理事5名、常任理事5名、理事22名、監事5名(うち非常勤役員33名))及び職員341名をもって構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成14年1月10日及び21日

(2) 組 合 平成14年1月11日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の主な実績は、表2のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 補助事業実績

(単位：千円、%)

交付決定 年 度	融 資 対 象	融資額	借 受 利 率	都補助 利 率	利子補給額	
					平成 11年度	平成 12年度
平成4年度	八潮ビル購入	35,000	6.1	3.5	245	-
平成5年度	幡ヶ谷店内装及び冷凍・冷蔵設備工事	20,000	5.6	3.5	280	140
平成6年度	稲城事務センター保証金	70,000	5.9	3.5	1,470	980
	稲城配送センター保証金	70,000	5.9	3.5	1,470	980
平成7年度	品川配送センター冷凍・冷蔵設備、空調 工事	25,000	4.0	2.5	500	375
	足立センター保証金、冷凍・冷蔵・空調 設備工事	35,000	4.0	2.5	700	525
平成10年度	江東センター賃借保証金等	70,000	3.2	1.7	1,190	1,190
平成12年度	東村山配送センター建設協力金、敷金	70,000	3.3	1.8	-	-
合 計					5,855	4,190

社団法人日本演奏連盟ほか4団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社団法人日本演奏連盟ほか4団体は、それぞれの芸術分野の興隆を図り、もって芸術文化の振興発展に寄与することを目的として設立されており、その事業の概要は表1のとおりである。

(表1) 社団法人日本演奏連盟ほか4団体の事業の概要

団 体 名	主 な 事 業
社団法人日本演奏連盟	演奏家の技能及び教養向上のための研修、発表
社団法人日本音楽家協会	音楽の公演、研修会及び講習会の開催
社団法人日本バレエ協会	バレエに関する各種公演及びコンクールの開催
財団法人日本オペラ振興会	オペラ公演、音楽会及び講習会等の開催
都民寄席実行委員会	都民寄席の開催

(2) 都との関係

都は、社団法人日本演奏連盟ほか4団体に対し、芸術文化団体に対する補助金交付要綱に基づき、都民芸術フェスティバル(毎年1月から3月の間に実施)の参加公演に要する経費について、表2のとおり、平成11年度1億1,090万余円、平成12年度9,981万余円の補助金を交付し、又は負担金を支出している。

(表2) 補助金等交付状況

(単位:千円)

団 体 名	年 度	補助対象経費(a)	補助金等額(b)	種 別
社団法人日本演奏連盟	平成11	120,213	42,181	補助金
	平成12	76,067	32,963	"
社団法人日本音楽家協会	平成11	14,108	7,162	"
	平成12	13,953	6,445	"
社団法人日本バレエ協会	平成11	75,199	24,466	"
	平成12	51,336	22,019	"
財団法人日本オペラ振興会	平成11	138,868	26,500	"
	平成12	208,457	28,850	"
都民寄席実行委員会	平成11	10,600	10,600	負担金
	平成12	9,540	9,540	"
計	平成11	358,989	110,909	-
	平成12	359,355	99,818	-

- (注) 1 補助金の額は、補助対象経費の90%以内とし、予算の範囲内で補助する。
 2 都民寄席実行委員会については、伝統芸能を保護育成する必要があるとの観点から、都が共催者となり、経費をほぼ全額負担している。

2 組 織

監査対象団体の組織は表3のとおりである。

(表3) 役職員の構成等(平成13年3月31現在)

(単位:人)

団 体 名	会	副	理	専	常	常	理	監	委	事	職	事 務 所 所 在 地
	長	長	長	務 事 理	務 事 理	任 事 理	事 事 事	事 事 事	員 員 員	務 局 長	員	
社 団 法 人 日 本 演 奏 連 盟	1		1	1		10	18	2		1	6	港区虎ノ門5-2-8
社 団 法 人 日 本 音 楽 家 協 会	1	2		1	3		10	3		1	1	港区赤坂1-1-17
社 団 法 人 日 本 バ レ エ 協 会	1	1		1	8		9	3		1	1	渋谷区渋谷3-16-5
財 団 法 人 日 本 オ ペ ラ 振 興 会			1			3	12	2		1	16	港区西麻布4-16-13
都 民 寄 席 実 行 委 員 会									1	7	1	4 新宿区歌舞伎町2-45-5 社団法人落語芸術協会内

(注) 都民寄席実行委員会については、委員7名に委員長を含む。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成14年1月24日及び31日

(2) 団 体

社団法人日本演奏連盟	平成14年1月25日及び28日
財団法人日本オペラ振興会	平成14年1月25日
社団法人日本音楽家協会	平成14年1月28日
社団法人日本バレエ協会	平成14年1月30日
都民寄席実行委員会	平成14年1月30日

第3 監査の結果

1 事業実績について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の主な実績は、表4のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている

(表4) 都民芸術フェスティバルにおける社団法人日本演奏家連盟ほか4団体の上演実績

	団体名	区分	公演内容	会場	公演日	料金	入場者数
平成11年度	社団法人日本演奏家連盟	オペラ	「無口な女」	なかのZER Oホール	平成12.2.23 12.2.24	12,000円～ 3,000円	1,983人
		オーケ ストラ	「皇帝ティトゥス の慈悲」序曲 ほか22曲	東京芸術劇場 大ホール	平成12.1.30 ～ 12.3.23 の内9日間	3,500円 ～ 1,500円	15,199人
	社団法人日本 音楽家協会	ポピュ ラー	永遠のラテン名曲 集ほか	よみうりホー ル	平成12.3.8 12.3.9 12.3.10	2,500円	3,066人
	社団法人日本 バレエ協会	バレエ	「眠れる森の美女」	東京文化会館 大ホール	平成12.2.11 12.2.12 12.2.13	12,000円～ 2,500円	6,915人
	財団法人日本 オペラ振興会	オペラ	「椿姫」	東京文化会館 大ホール	平成12.3.12 12.3.15 12.3.17 12.3.18	23,000円 ～ 2,000円	6,790人
	都民寄席実行 委員会	寄席 芸能	第30回都民寄席	東京芸術劇場 小ホールほか	平成12.2.13 ～ 12.3.17 の内9日間	無料	5,315人
平成12年度	社団法人 日本演奏家連盟	オーケ ストラ	バッハ「シンフォ ニア第1番」二長 調Wq183ほか 24曲	東京芸術劇場 大ホール及び 東京文化会館 大ホール	平成13.1.19 ～ 13.3.30 の内9日間	3,500円 ～ 1,500円	16,050人
	社団法人日本 音楽家協会	ポピュ ラー	ジャズ・スタン ダードほか	日比谷公会堂	平成13.3.6 13.3.7 13.3.8	2,800円	3,018人
	社団法人日本 バレエ協会	バレエ	「白鳥の湖」	東京文化会館 大ホール	平成13.2.8 13.2.9 13.2.10	10,000円 ～ 2,000円	5,110人
	財団法人日本 オペラ振興会	オペラ	「マクベス」	東京文化会館 大ホール	平成13.2.2 13.2.3 13.2.4	21,000円 ～ 2,000円	5,714人
			「くさびら」 「黒塚」	ティアラこ うとう大ホール	平成13.3.3 13.3.4	10,000円 ～ 2,000円	1,314人
都民寄席実行 委員会	寄席 芸能	第31回都民寄席	東京芸術劇場 小ホールほか	平成13.2.11 ～ 13.3.4 の内7日間	無料	4,880人	

社団法人日本書籍出版協会ほか2団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社団法人日本書籍出版協会ほか2団体の事業の概要は表1のとおりである。

(表1) 各団体の事業の概要

団体名(設立年月)	目的・主な事業	
社団法人 日本書籍出版協会 (昭和32年3月)	設立目的	出版事業の健全な発達と、その使命の達成を図り、もって文化の向上と、社会の進展に寄与する。
	主な事業	ア 出版事業の健全な発達と出版文化の向上普及に必要な調査研究 イ 出版事業発展のために必要な関係者の親睦と福利増進 ウ 出版文化の国際的交流の推進
社団法人 日本計量機器工業連合会 (昭和27年5月)	設立目的	計量機器の高度化を図り、もってその生産、流通及び利用の改善合理化と国民生活の向上に寄与する。
	主な事業	ア 計量機器の品質、性能、精度の改善に関する試験、研究 イ 計量機器による計量化の開発向上に関する調査、研究 ウ 計量機器に関する規格化の推進
特定非営利活動法人 葛飾区若手産業人会 (平成8年4月)	設立目的	葛飾区の若手の力を集結し、地域産業と地域社会を活性化し、葛飾区のイメージアップを推進し公益に寄与する。
	主な事業	ア 葛飾区の産業振興や区民生活の向上に寄与する事業 イ 葛飾区のイメージアップに関する事業 ウ インターネット・地域メディアを活用した情報発信に関する事業

(2) 都との関係

都は、都内中小企業の振興と産業の発展に寄与することを目的として、東京都中小企業業種別活性化対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しており、その団体別交付額は表2のとおりとなっている。

(表2) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

団体名	補助実績	平成11年度	平成12年度	補助率等
社団法人 日本書籍出版協会	補助対象経費	-	44,178	補助率 1/2以内 補助限度額 2千万円
	補助額	-	19,975	
社団法人 日本計量機器工業連合会	補助対象経費	9,800	30,489	補助期間 2年間 都単独補助
	補助額	4,900	15,033	
特定非営利活動法人 葛飾区若手産業人会	補助対象経費	5,423	-	
	補助額	2,709	-	

2 組 織

監査対象団体の組織は表3のとおりである。

(表3) 団体別の所在地、会員数及び役職員等一覧(平成13.3.31現在)

(単位：人)

団体名	団体の所在地	会員数	役職員数					
			会長	副会長	理事	監事	事務局長	職員
社団法人 日本書籍出版協会	新宿区袋町6	494	1	5	30	5	1	14
社団法人 日本計量機器工業連合会	新宿区納戸町 25-1	128	1	3	25	3	1	8
特定非営利活動法人 葛飾区若手産業人会	葛飾区立石 4-14-9	39	1	5	-	3	-	-

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 産業労働局 平成14年3月4日及び8日

(2) 団 体 平成14年3月5日

第3 監査の結果

1 事業実績について

各団体の平成11年度及び平成12年度における補助事業の主な実績は、表4のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表4) 東京都中小企業業種別活性化対策事業の主な実績

団 体 名	「テ ー マ」 名 及 び 目 的	
	主 な 事 業 実 績	
	平成11年度	平成12年度
社団法人 日本書籍出版協会	「書籍データベース及びその利活用システムの開発と構築」 日本で出版される全書籍を網羅するデータベースを作成し、インターネットによる開示や出版業界への提供により、読者サービス・業界の経営効率の向上を図る。	
	—	業務調査費用 5,600千円 原稿入稿データ入力費 7,000千円 システム設計・開発・検証費用 23,427千円 システム研修 7,000千円 事務費 1,151千円
社団法人 日本計量機器工業連 合会	「ISO9000シリーズ認証取得支援事業」 会員に対し、国際的品質管理システムであるISO9000の認証取得支援に取り組むもので、個別指導やモデル事例の取りまとめにより、会員の認証取得を支援する。	
	品質管理マニュアル書印刷 200千円 ISO推進スタッフ養成セミナー開催 計10回 3,600千円 取得のための個別指導 8企業(延べ100回) 6,000千円	取得のための個別指導等 8企業(延べ227回) 29,421千円 認証取得のための指導会や報告会 345千円 モデル事例及び規定集の印刷 723千円
特定非営利活動法人 葛飾区若手産業人会	「カツシカンドリームサクセスプロジェクト」 葛飾区内の産業と地域の魅力を紹介するCD-ROMを作成し、区内外企業や小中学校等に配布するとともに、インターネットで公開する。	
	CD-ROM 1万枚の作成 5,423千円	—

日本私立学校振興・共済事業団

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)に基づき、私立学校教職員共済組合と日本私学振興財団を統合して、平成10年1月に設立された団体で、私立学校に勤務する教職員を対象として相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り私立学校教育の振興に資することを目的としており、主として、次の事業を行っている。

ア 助成事業

イ 共済事業

(2) 都との関係

都は、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号、以下「法」という。)第35条第4項に基づき、事業団の行う共済事業のうち、長期給付(退職給付、障害給付、遺族給付等)に係る事業に対し、都内にある私立学校の設置者及び教職員について、掛金の負担軽減を図り、もって当該事業の円滑な遂行に資するため、表1のとおり補助金を交付している。

なお、補助額は設置者及び教職員のそれぞれの掛金負担額(標準給与月額 $67,750$ 円、 000 ずつ)のうちの $4/1,000$ ずつ、合わせて $8/1,000$ 相当額である。

(表1) 補助金交付状況

学 種	平成11年度				平成12年度			
	延べ人員	標準給与総額	補助率	補助金額	延べ人員	標準給与総額	補助率	補助金額
高 等 学 校	161,348人	72,886,374千円	$\frac{8}{1000}$	582,470千円	159,945人	73,210,450千円	$\frac{8}{1000}$	584,354千円
中 学 校	42,364	18,499,092	$\frac{8}{1000}$	147,718	42,867	18,924,430	$\frac{8}{1000}$	150,716
小 学 校	17,758	7,574,654	$\frac{8}{1000}$	60,457	17,737	7,716,162	$\frac{8}{1000}$	61,226
幼 稚 園	121,789	27,037,020	$\frac{8}{1000}$	216,077	124,026	27,757,134	$\frac{8}{1000}$	221,659
盲・ろう・養護学校	1,016	322,336	$\frac{8}{1000}$	2,569	1,021	319,636	$\frac{8}{1000}$	2,541
各 種 学 校	23,194	7,793,596	$\frac{8}{1000}$	62,324	22,755	7,756,240	$\frac{8}{1000}$	61,900
専 修 学 校	110,113	38,987,276	$\frac{8}{1000}$	311,653	109,728	38,789,200	$\frac{8}{1000}$	309,779
合 計	477,582	173,100,348		1,383,271	478,079	174,473,252		1,392,177

(注)1 標準給与とは、法第22条第1項に基づき定められた給与をいう。

2 補助金額は、育児休業者等の掛金免除分について、平成11年度 $4/1,000$ 、平成12年度 $8/1,000$ を減額しているため、標準給与に $8/1,000$ を乗じた数値となる

ない。

2 組 織

事業団は、本部事務所を千代田区富士見一丁目10番12号に置き、役員15名(理事長1名、常勤理事5名、非常勤理事7名、監事2名)及び職員1,264名で、16部をもって構成されている。

また、都内において事業団に加入している学校数及び加入者数は、表2のとおりである。

(表2) 事業団加入学校数等(都内)(平成13年3月31日現在) (単位:学校、人)

区 分	高 等 学 校	中 学 校	小 学 校	幼 稚 園	盲・ろう 養護学校	専 修 学 校	各 種 学 校	合 計
加入校数	236	143	46	929	3	268	70	1,695
加入者数	13,764	3,618	1,504	11,005	88	9,438	2,006	41,423

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 生活文化局 平成14年1月24日

(2) 事業団 平成14年1月25日及び28日

第3 監 査 の 結 果

1 事業実績について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の実績は、表3のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表3) 長期給付事業の実績(全国分)

給 付 種 別	平 成 1 1 年 度		平 成 1 2 年 度	
	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
退 職 給 付 金	924,264	159,273,689	969,700	165,571,400
障 害 給 付 金	8,170	1,720,481	8,453	1,796,217
遺 族 給 付 金	221,367	25,282,231	232,985	26,701,547
恩 給 財 団 給 付 金	599	124,414	506	101,807
合 計	1,154,400	186,400,817	1,211,644	194,170,972

財団法人法律扶助協会東京都支部

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

財団法人法律扶助協会東京都支部（以下「支部」という。）は、法律上の扶助を要する者の権利を擁護し、もって正義を確保することを目的として、昭和27年に設立された団体で、主として次の事業を行っている。

ア 資力の乏しい者に対する訴訟費用等の立替え

イ 弁護士による法律相談

ウ 少年保護事件付添扶助

なお、財団法人法律扶助協会は、平成12年に施行された民事法律扶助法（平成12年法律第55号）による指定法人である。

(2) 都との関係

都は、支部に対し、法律扶助事業費に充てるため、財団法人法律扶助協会東京都支部運営事業費補助金交付要綱に基づき、運営事業費補助を行っている。

また、労働訴訟の保証金に充てるため、東京都労働訴訟保証金貸付要綱に基づき、労働訴訟保証金貸付資金を貸し付けている。

これら補助金の交付及び貸付金の貸付状況は表1のとおりである。

(表1) 補助金交付及び貸付金貸付状況

(単位：千円)

補助・貸付対象事業	種 目	補助金・貸付金交付額		摘 要 補助率等
		平成11年度	平成12年度	
運営事業費補助	人件費	40,000	40,000	基本額の10/10
	事務事業費	7,290	6,561	基本額の1/2
	新宿センター 運営経費	1,440	1,296	基本額の10/10
	多摩センター 運営経費	1,440	1,296	基本額の10/10
	計	50,170	49,153	
労働訴訟保証金貸付	保証金	10,000	10,000	
	計	10,000	10,000	

2 組 織

支部は、事務所を、千代田区霞が関一丁目1番3号に置き、役員45名（支部長1名、支部運営委員41名、監事3名（うち非常勤役員44名））及び職員17名で構成されている。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業及び貸付事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福祉局 平成14年1月24日及び同月31日

(2) 産業労働局 平成14年1月24日

(3) 支部 平成14年1月25日及び同月29日

第3 監査の結果

1 事業実績について

支部の平成11年度及び平成12年度における法律扶助事業及び労働訴訟保証金の貸付実績の主な内容は、表2及び表3のとおりであり、事業は補助目的及び貸付目的に沿って適正に執行されている。

(表2) 法律扶助事業実績

(単位：件、%)

事件	区 分	平成11年度	平成12年度	
法 律	法律相談受付	20,919	23,096	
	法律扶助申込	4,973	7,197	
扶 助	審 査 結 果	扶助決定	3,417	5,116
		扶助否決	393	454
		その他（取下げ、調査等）	1,163	1,627
少 年 保 護	家庭裁判所からの送付		50	66
	弁護士からの持込		128	202
	審 査 結 果	扶助決定	178	268
		継 続	0	0
		取 下 げ	0	0

(表3) 労働訴訟保証金貸付状況

区 分	平成11年度	平成12年度
貸付人数	49人	58人
貸付金額	6,448千円	10,538千円

社会福祉法人楽友会ほか3団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社会福祉法人楽友会ほか3団体は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目的として、表1のとおり社会福祉施設等を運営している。

(表1) 団体別事業の現況(平成13.3.31現在)

施設種別 団体名 (設立年月)		軽	特	養	高	痴	在	救	知	保
		費	別	護	サ	呆	セ	護	的	育
		老	養	老	年	性	宅	施	障	所
		人	護	人	者	ホ	介	設	害	
		ホ	老	ホ	ビ	ム	夕		者	
		ム	人	ム	在	高	護		更	
		・	ホ	タ	ス	ム	支		生	
		A	ム	ム	セ	者	援		施	
		型			ン				設	
					タ					
					ム					
社会福祉法人 楽友会 (昭和43.2)	施設数(所)	1	1		1	1	1			
	定員(人)	50	150		35	10	-			
社会福祉法人 多摩養育園 (昭和23.1)	施設数(所)	1	1	2				1	1	8
	定員(人)	60	80	300				86	84	1,059
社会福祉法人 東京弘済園 (昭和30.12)	施設数(所)	1	1	1	4	2	2			
	定員(人)	50	100	50	145	20	-			
社会福祉法人 福音会 (昭和57.3)	施設数(所)	1	2		6		5			
	定員(人)	50	186		168					

(2) 都との関係

都は、社会福祉法人楽友会ほか3団体に対し、表2のとおり、2種類の補助金を交付しており、団体別の交付額は、表3のとおりである。

(表2) 補助金の種類・目的等

番号	種類	目的	根拠	補助率等
1	軽費老人ホーム運営費補助	軽費老人ホームの利用者の負担軽減のため、軽費老人ホームを経営する社会福祉法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助	軽費老人ホーム運営費補助要綱	入所者の基本利用料の減免額等に相当する額 事務費の3/3 (うち国1/3) 生活費の3/3 (都単)
2	老人福祉施設等大規模修繕費補助	老朽化した老人福祉施設等の大規模修繕費の一部を補助	老人福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助要綱	基準額の3/4 (うち国 2/4)

(表3) 団体別補助金交付状況

(単位：千円)

番号	補助金名	年度	楽友会	多摩養育園	東京弘済園	福音会
1	軽費老人ホーム運営費補助	平成				
		1 1	82,566	90,734	88,689	86,835
		1 2	79,384	87,056	85,150	81,112
2	老人福祉施設等大規模修繕費補助	1 1			43,630	
		1 2				55,278
	合計	1 1	82,566	90,734	132,319	86,835
		1 2	79,384	87,056	85,150	136,390

2 組 織

監査対象団体の組織は、表4のとおりである。

(表4) 団体別組織一覧(平成13.3.31現在)

団 体 名	理事長	常務理事	理事	監事	職員	所 在 地
社会福祉法人 楽友会	1(1)	1	7(5)	2(2)	140	多摩市山王下1-18-2
社会福祉法人 多摩養育園	1	2(2)	7(4)	2(2)	363	八王子市八木町8-11
社会福祉法人 東京弘済園	1(1)	2(1)	9(9)	2(2)	221	三鷹市下連雀5-2-5
社会福祉法人 福音会	1(1)	1(1)	8(6)	2(2)	339	町田市野津田1932

(注)()内は非常勤役員で内数である。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福 祉 局 平成14年1月8日及び24日

(2) 団 体

社会福祉法人 楽友会	平成14年1月10日
社会福祉法人 多摩養育園	平成14年1月11日
社会福祉法人 東京弘済園	平成14年1月18日
社会福祉法人 福音会	平成14年1月21日

第3 監 査 の 結 果

1 事業実績について

(1) 補助事業について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の実績は、別表1及び別表2のとおりであり、事業は別項指摘に関するものを除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

2 指 摘 事 項

(1) 局 関 係

ア 補助金にかかわる事務処理を適正に行うべきもの

福祉局は、軽費老人ホームの利用者の負担を軽減するために、軽費老人ホームを経営する社会福祉法人に対し、その運営に要する経費の一部を補助することとしている（軽費老人ホーム運営費補助要綱）。

この補助金額の算定については、要綱第4により、基本利用料減免額等の合算額（以下「都基準額」という。）と運営費の実支出額から事業に係る収入額を控除した「差引額」とを比較して、少ない方の額を補助金交付額とすることとしている。

ところで、局は、社会福祉法人東京弘済園が経営する弘済ホームの運営費に対し平成11年度及び平成12年度に補助金を交付しているが、平成11年度における補助金額の確定方法について見たところ、表5のとおり、事務費及び生活費について、個々に「都基準額」と「差引額」を比較して、それぞれの少ない額の合計額8,868万8,923円を補助基本額として算定し、同額を交付決定（確定）額としていることが認められる。

しかしながら、補助基準額の算定は、要綱の規定により、「都基準額」と「差引額」を比較することとされており、比較の対象とする額は事務費と生活費の合計額である（事務費と生活費は国庫補助金との関係において区分しているものである。）ことから、補助基本額は「差引額」である8,925万1,245円となり、同額が補助金交付額となることから、局が確定した額との差額である56万2,322円が補助金額として過小となっており事務処理に適正を欠いている。

局は、補助金にかかわる事務処理を適正に行うとともに、速やかに適切な措置を講じられたい。

（表5）弘済ホームに対する補助金の交付状況等（平成11年度）

（単位：円）

区 分	総事業費	その事業 に係る収入	差引額 A	都基準額 B	補助基本額 A Bの小さい額	交 付 決定額
誤	事務費	121,502,054	39,991,611	81,510,443	82,399,000	81,510,443
	生活費	35,175,786	27,434,984	7,740,802	7,178,480	7,178,480
	合 計	156,677,840	67,426,595	89,251,245	89,577,480	88,688,923
正	156,677,840	67,426,595	89,251,245	89,577,480	89,251,245	89,251,245

(別表1) 軽費老人ホーム運営費補助事業実績

団体名	施設名	開設年月日	定員	年度	年間利用人員
社会福祉法人 楽友会	偕楽荘 (A型)	昭和43.6.1	50	平成11	600
				12	600
社会福祉法人 多摩養育園	多摩軽費老人 ホーム(A型)	昭和47.6.15	60	11	720
				12	720
社会福祉法人 東京弘済園	弘済ホーム (A型)	昭和35.8.1	50	11	600
				12	598
社会福祉法人 福音会	町田愛信園 (A型)	昭和58.4.11	50	11	600
				12	590

(注) 年間利用人員は、各月の初日の実利用人員を合計した数。

(別表2) 老人福祉施設等大規模修繕費補助事業実績

団体名	年度	大規模修繕の内容	補助金額
社会福祉法人 東京弘済園	平成 11	・特別養護老人ホーム弘済園の大規模修繕 屋根・外壁・庇等の外部改修工事 廊下等共用部分の内部改修工事 工事期間 平成11.11.1~平成12.2.29	千円 43,630
社会福祉法人 福音会	平成 12	・特別養護老人ホーム福音の家の大規模修繕 熱源機器(ボイラー)更新工事 空調設備機器更新工事 屋上防水工事 工事期間 平成12.9.30~平成13.2.28 ・軽費老人ホーム町田愛信園の大規模修繕 熱源機器(ボイラー)更新工事 屋上防水工事 工事期間 平成12.9.30~平成13.2.28	55,278

社会福祉法人龍鳳ほか9団体

第1 監査対象の概要

1 事業の内容

(1) 事業の概要

社会福祉法人龍鳳ほか9団体（以下「団体」という。）は、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供することを目的として、表1の施設を設置・運営している。

(表1) 団体別事業概要(平成13.3.31現在)

団体名 (設立年月)	施設種別	知的障害者更生施設	知的障害者更生施設 (通所)	知的障害者授産施設	知的障害者デイ サービスセンター	児童養護施設	乳児院	保育所
		(入所)	(通所)					
社会福祉法人 龍鳳 (平成11.12)	施設数(所) 定員(人)	1 30(3)						
社会福祉法人 あだちの里 (平成8.3)	施設数(所) 定員(人)		2 95(2)	2 130	1 30			
社会福祉法人 田無の会 (平成11.2)	施設数(所) 定員(人)	1 50(2)						
社会福祉法人 正夢の会 (平成13.1)	施設数(所) 定員(人)	1 50(3)						
社会福祉法人 東京恵明学園 (昭和27.5)	施設数(所) 定員(人)					1 50	1 45	
社会福祉法人 福音寮 (昭和27.12)	施設数(所) 定員(人)					1 45		
社会福祉法人 多摩福祉会 (昭和47.12)	施設数(所) 定員(人)							1 200
社会福祉法人 長淵保育園 (昭和47.3)	施設数(所) 定員(人)							1 95
社会福祉法人 慈光会 (昭和40.6)	施設数(所) 定員(人)							6 620
社会福祉法人 こひつじ会 (昭和55.3)	施設数(所) 定員(人)							1 130

(注) 1 ()内は、知的障害者短期入所事業にかかる定員で外数である。

(2) 都との関係

都は、団体に対し、表2の補助金について、表3のとおり交付している。

(表2) 補助金の種類・目的等

番号	種 類	目 的	根 拠	補 助 率
1	心身障害者(児)施設整備費及び設備整備費補助	心身障害者(児)施設整備に要する経費を補助することにより、施設の整備促進を図る。	心身障害者(児)施設整備費補助要綱	補助基本額の3/4 (国庫補助1/2)
2	心身障害者(児)施設用地取得費借入金償還経費補助	心身障害者施設用地取得借入金償還に要する経費を補助することにより、施設の整備促進を図る。	心身障害者施設用地取得費借入金償還経費補助要綱	10/10 (都単独補助)
3	民間児童福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助	民間児童福祉施設等施設整備に要する経費を補助することにより、施設の整備促進を図る。	民間児童福祉施設等施設整備費補助要綱	補助基本額の3/4 (国庫補助1/2)

(表3) 団体別補助金交付実績

(単位：千円)

	年 度	心身障害者(児)施設整備費及び設備整備費補助(福祉局)	心身障害者(児)施設用地取得費借入金償還経費補助(福祉局)	民間児童福祉施設等施設整備費補助(福祉局)	民間児童福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助(健康局)	合 計
社会福祉法人 龍 鳳	平成11	25,979				25,979
	平成12	170,573	8,540			179,113
社会福祉法人 あだちの里	平成11	94,549				94,549
	平成12	400,585				400,585
社会福祉法人 田無の会	平成11	222,682	16,244			238,926
	平成12		16,244			16,244
社会福祉法人 正夢の会	平成11					0
	平成12	14,444				14,444
社会福祉法人 東京恵明学園	平成11					0
	平成12			184,821	136,045	320,866
社会福祉法人 福 音 寮	平成11			78,447		78,447
	平成12			92,168		92,168
社会福祉法人 多摩福祉会	平成11			85,639		85,639
	平成12			141,833		141,833
社会福祉法人 長淵保育園	平成11			15,407		15,407
	平成12			97,553		97,553
社会福祉法人 慈 光 会	平成11					0
	平成12			132,689		132,689
社会福祉法人 こひつじ会	平成11			136,815		136,815
	平成12					0
合 計	平成11	343,210	16,244	316,308	0	675,762
	平成12	585,602	24,784	649,064	136,045	1,395,495

2 組 織

団体の組織は、表4のとおりである。

(表4) 組織一覧(平成13.3.31現在)

(単位:人)

団 体 名	役 員			職 員	主たる事務所の所在地
	理事長	理 事	監 事		
社会福祉法人 龍 鳳	1(1)	8(8)	2(2)	18	東久留米市氷川台2-31-19
社会福祉法人 あだちの里	1(1)	12(8)	2(2)	58	足立区竹の塚7-19-7
社会福祉法人 田無の会	1(1)	9(8)	2(2)	29	西東京市向台町3-1-11
社会福祉法人 正夢の会	1(1)	8(8)	3(3)	0	稲城市大字坂浜字27号1951-5
社会福祉法人 東京恵明学園	1(1)	6(4)	2(2)	47	青梅市友田町2-714-1
社会福祉法人 福 音 寮	1(1)	5(4)	2(2)	22	世田谷区上北沢3-1-19
社会福祉法人 多摩福祉会	1(1)	10(9)	2(2)	41	多摩市永山3-5
社会福祉法人 長淵保育園	1(1)	6(5)	2(2)	19	青梅市長淵4-225
社会福祉法人 慈 光 会	1(1)	5(4)	2(2)	169	あきる野市草花3056
社会福祉法人 こひつじ会	1(1)	6(5)	2(2)	22	町田市原町田2-11-5

(注)()内は非常勤役員で内数である。

第2 監査の範囲及び実地監査期間

1 監 査 の 範 囲

平成11年度及び平成12年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 福 祉 局 平成14年2月13日及び同月28日

健 康 局 平成14年2月13日

(健康局は、平成14年4月1日付けで衛生局から変更した。)

(2) 団 体

社会福祉法人 あだちの里	平成14年2月14日
社会福祉法人 田無の会	
社会福祉法人 龍 鳳	平成14年2月20日
社会福祉法人 正夢の会	
社会福祉法人 東京恵明学園	平成14年2月21日
社会福祉法人 福 音 寮	
社会福祉法人 多摩福祉会	平成14年2月25日
社会福祉法人 長淵保育園	
社会福祉法人 慈 光 会	平成14年2月26日
社会福祉法人 こひつじ会	

第3 監査の結果

1 事業の実績について

(1) 補助事業について

平成11年度及び平成12年度における補助事業の主な実績は、別表1及び別表2のとおりであり、事業は別項指摘を除き、補助目的に沿って適正に執行されている。

2 指摘事項

(1) 共通関係

ア 施設設備等を補助目的に沿って適切に使用すべきもの

福祉局は、社会福祉法人龍鳳（以下「龍鳳」という。）が整備した知的障害者入所更生施設「ライフパートナーこぶし」（入所定員：30名、緊急一時保護：3名、事業開始：平成12.12.1）に対し、平成11年度及び平成12年度において、計1億9,655万2,000円の補助金を交付している（心身障害者（児）施設整備費及び設備整備費補助要綱）。

当該補助金にかかわる個々の整備状況等について見たところ、次のとおり適切を欠くものが見受けられた。

(ア) 緊急一時保護事業の早期開始に向け指導の徹底を図るべきもの

龍鳳は、当該施設において、定員3名の緊急一時保護事業を行うこととしているが、施設開設後1年以上経過した監査日（平成14.2.20）現在においても、定員1名のみの事業開始となっている。

このことは、平成13年10月になって、龍鳳から事業実施延期願（処遇体制が整わないことを理由とする。）が提出され、局は、平成14年1月からの事業開始に向け指導を行っていたものの、監査日現在、定員3名による事業が行われないうままとなっている。

しかしながら、当該施設に対しては、緊急一時保護施設整備補助として面積加算（ $11.95\text{m}^2 \times 3\text{人} = 35.85\text{m}^2$ 、補助金額：775万3,423円）も行っていることから、早期に完全な事業開始をする必要がある。

局は、状況把握を的確に行い、指導の徹底を図られたい。

(イ) I T V設備について使用の有無等を確認し適切な処置を行うべきもの

局は、施設の監視業務を行うために設置したI T V設備（ドームカメラ：12台、モニター：2組、事業費：310万8,294円）に対する補助として208万7,000円を交付している。

しかしながら、龍鳳は、当該設備の使用について団体内に反対があるとして、局へ報告の上、これを撤去（平成13.2.3）し、監査日（平成14.2.20）現在、倉庫に保管したままとなっていることが認められた。

局は、早急にI T V設備の今後の使用の有無等を確認し、適切な処置を行われたい。

(ウ) 承認なしに行った建物の形状変更に対し適切な処置を行うべきもの

当該施設の地下1階には、倉庫が2か所設置されているが、これをしゅん工図面と比較したところ、それぞれ約23m²ずつ、計46m²の面積増加が認められた。

このことについて調査したところ、倉庫部分について境界壁を設け一部をピットとして整備したところを、局の承認を得ぬまま、倉庫とピットとを隔てる境界壁を取り外し、ピット部分を含め倉庫として使用していることが判明した。

しかしながら、補助事業により取得した建物等については、局の協議を経ずに規模及び形状の変更を行うことはできないものである。

局は、早期に状況等を把握し、適切な処置を行われたい。

(福 祉 局)

(社会福祉法人龍鳳)

イ 過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの

局は、社会福祉法人慈光会(以下「慈光会」という。)が整備した「あそか保育園」に対し、平成12年度1億3,268万9,000円の補助金を交付しており、このうち、非常通報装置の設備費補助として、39万6,000円を交付している(民間児童施設等整備費補助要綱)。

ところで、慈光会において、同設備に係る契約金額を見たところ、非常通報装置設置工費は7万1,000円であるにもかかわらず、補助対象外である経費を含めて申請していたことが認められた。

当該補助金は、補助基準額と実支出額とを比較して、いずれか低い方の金額を補助基本額として算定することとされており、結果として、既交付額と実支出額に基づく算定額5万5,000円との差額34万1,000円が過大な交付となっており適正でない。

局は、早急に過大に交付した補助金の返還を求めるとともに、補助金額の確定を適正に行われたい。

(福 祉 局)

(社会福祉法人慈光会)

(別表1 - 1) 団体別施設設備整備事業実績

団体名	施設名(施設種別)	年度	整備内容
社会福祉法人 龍鳳	ライフパートナーこぶし (知的障害者更生施設)	平成11 平成12	新築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建 延床面積:1,005.70m ² 、定員:30名 工事期間:平成12.1.21~平成12.10.31 事業開始:平成12.12.1 建設地:東久留米市
社会福祉法人 あだちの里	竹の塚福祉園 (知的障害者更生施設) 竹の塚ひまわり園 (知的障害者授産施設) 竹の塚デイサービスセンター (在宅知的障害者デイサービスセンター)	平成11 平成12	新築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積:3,028.38m ² (補助対象外部分114.39m ² を含む。) 工事期間:平成11.11.1~平成12.8.31 事業開始:平成12.9.1 知的障害者更生施設 定員:60名、整備面積:1,214.13m ² 知的障害者授産施設 定員:60名、整備面積:1,276.45m ² 在宅知的障害者デイサービスセンター 定員:30名、整備面積:423.41m ² 建設地:足立区
社会福祉法人 田無の会	たんぼぼ (知的障害者更生施設)	平成11	新築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積:1,884.61m ² 、定員:50名 工事期間:平成11.1.16~平成12.2.29 事業開始:平成12.4.1 建設地:西東京市
社会福祉法人 正夢の会	(仮称)稲城の家 (知的障害者更生施設)	平成12	新築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上2階建 延床面積:1,888.62m ² 、定員:50名 工事期間:平成13.2.15~平成14.2.28 建設地:稲城市
社会福祉法人 東京恵明学園	東京恵明学園児童部 (児童養護施設) 東京恵明学園乳児部 (乳児院)	平成12	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 延床面積:2,888.38m ² 工事期間:平成12.9.20~平成13.8.20 使用開始:平成13.9.1 児童養護施設 定員:50名、整備面積:1,774.60m ² 乳児院 定員:45名、整備面積:1,113.88m ² 建設地:青梅市

(別表1 - 2) 団体別施設設備整備事業実績

団体名	施設名(施設種別)	年度	整備内容
社会福祉法人 福音寮	福音寮 (児童養護施設)	平成11 平成12	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積:1,623.29m ² 、定員:45名 (補助対象外部分18.25m ² を含む。) 工事期間:平成11.9.8~平成12.12.26 使用開始:平成12.12.27 建設地:世田谷区
社会福祉法人 多摩福祉会	こぐま保育園 (保育所)	平成11 平成12	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 延床面積:1,485.71m ² 、定員:200名 工事期間:平成12.1.6~平成12.9.30 使用開始:平成12.11.13 建設地:多摩市
社会福祉法人 長瀬保育園	長瀬保育園 (保育所)	平成11 平成12	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:重量鉄骨造地上2階建 延床面積:808.30m ² 、定員:95名 工事期間:平成11.11.26~平成12.12.18 使用開始:平成13.1.10 建設地:青梅市
社会福祉法人 慈光会	あそか保育園 (保育所)	平成12	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上2階建 延床面積:800.00m ² 、定員:110名 工事期間:平成12.8.31~平成13.3.31 使用開始:平成13.4.1 建設地:東久留米市
社会福祉法人 こひつじ会	こひつじ保育園 (保育所)	平成11	改築工事及び初度備品等整備 建物構造:鉄筋コンクリート造地上3階建 延床面積:954.97m ² 、定員:130名 工事期間:平成11.1.26~平成11.10.31 使用開始:平成11.11.1 建設地:町田市

(別表2) 心身障害者(児)施設用地取得費借入金償還経費補助事業実績

団体名	年度	建設地	補助対象面積(m ²)
社会福祉法人 田無の会	平成11、12	西東京市	2,040.00
社会福祉法人 龍鳳	平成12	東久留米市	1,322.44